

随意契約理由書

| | |
|---|-------------------------------|
| 1 業 務 名 | 阪神高速道路マイナンバー収集等業務 (2024年度) |
| 2 業 者 名 | 阪神高速技研株式会社 |
| 3. 随意契約理由 | |
| <p>本業務は、当社社員及び扶養親族等から特定個人情報を収集のうえ本人確認を実施するものである。また、収集した特定個人情報について、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、支払調書、個人番号登録通知書に記載して行政機関等（市町村、税務署、信託銀行等）に提出するために、各種システム（給与システム及び法定調書システム）への連携データを作成・変換し、データの取り込みを行うとともに、不要となったデータの削除又は廃棄を行うものである。その円滑かつ効率的な実施のためには、当社における情報システム及び情報セキュリティに精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速技研（株）は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社における情報システム及び情報セキュリティを熟知しているばかりではなく、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | |
| 阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。 | |